

上場企業及び機関投資家等における地方創生SDGsに関する調査・検討会 設置要綱**(設置)**

1. 内閣府に上場企業及び機関投資家等における地方創生SDGsに関する調査・検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(任務)

2. 検討会は、今後の地方創生SDGsのさらなる推進へ向け、上場企業の地方創生SDGsへの取組状況や機関投資家等の地方創生SDGsに取組む企業の情報活用状況等の事項について調査及び検討を行い報告書を取りまとめることを任務とする。

(構成)

3. (1) 検討会は、有識者等のメンバーで構成する。なお、必要に応じて、今後メンバーを一部変更することも妨げられないものとする。
(2) 座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。

(招集)

4. 検討会の会議は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. (1) 検討会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。
(2) 検討会は構成員が出席するものとする。ただし、やむを得ない理由により、出席できない場合においては、代理での出席を認めるものとする。

(議事の公開)

6. 構成員による率直かつ自由な意見交換を確保するため、検討会の会議については冒頭のみ公開とする。ただし、会議資料、議事要旨についてはホームページで公開するものとする。

(庶務)

7. 検討会の庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

上場企業及び機関投資家等における地方創生SDGsに関する調査・検討会 構成員

<構成員>

(敬称略、50音順)

- 井上 隆 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
(地方創生SDGs官民連携プラットフォーム副会長団体)
- 蟹江 憲史 慶應義塾大学 x SDGs・ラボ
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
(地方創生SDGs官民連携プラットフォーム幹事)
- 北橋 健治 北九州市長
(地方創生SDGs官民連携プラットフォーム会長)
- 小沼 泰之 株式会社東京証券取引所 取締役常務執行役員
- 関 幸子 株式会社ローカルファースト研究所 代表取締役
(地方創生SDGs官民連携プラットフォーム幹事)
- 藺田 綾子 株式会社クレアン 代表取締役
(地方創生SDGs官民連携プラットフォーム幹事)
- 高橋 則広 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF) 理事長
- 村上 周三 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 理事長
(地方創生SDGs官民連携プラットフォーム幹事)

<オブザーバー>

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

金融庁

消費者庁

外務省

文部科学省

経済産業省

環境省